

# さいたま市社会福祉協議会 令和5年度 保育士修学資金貸付のご案内

## 貸付対象

次の要件を全て満たしている指定保育士養成施設に在学している方

- ・さいたま市内に住所を有している方、またはさいたま市内に所在する指定保育士養成施設に在学している方
- ・指定保育士養成施設を卒業後、5年以上、さいたま市内の保育所等（認可保育所、認定こども園、預かり保育を実施している幼稚園（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が8時間以上かつ年間開所日数200日以上の幼稚園）等）で保育士業務に従事する意思がある方
- ・学業が優秀である方
- ・家庭の経済状況などから、真に本資金の貸付が必要と認められる方
- ・他の団体等から修学に関する貸付金等を借り受けていない方
- ・保育士資格取得支援事業の対象者として、さいたま市の認定を受けていない方

## 貸付限度額

- ・修学資金：月額5万円以内（総額120万円以内）
  - ・入学準備金（入学金）：貸付の初回時に入学準備金として20万円以内
  - ・就職準備金：卒業時に就職準備金として20万円以内
- ※その他、条件を満たす方には生活費加算あり

## 利息

無利子

※返還期日を過ぎた場合は、年3%の割合で計算された延滞利子が加算されます。

## 返還免除

指定保育士養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、埼玉県内の保育所等において5年間引き続き保育士業務に従事したときは、返還が全額免除されます。

## 返還

返還免除の要件を満たさなかった場合、全額返還となります。

【返還期間】貸付期間の2倍に相当する期間

【返還方法】月賦・半年賦・年賦の均等払い

## 申請方法

**【申込期限】2023年4月28日（金）17:00まで**

**【場所】東京成徳大学・東京成徳短期大学 4号館1階キャンパスライフ支援課**

**TEL 03-3908-4569**

## お問い合わせ先

さいたま市社会福祉協議会 権利擁護推進課

電話 048-835-5281

FAX 048-835-5282

※担当者が不在となる場合もございます。その際は、ご連絡先等をお伺いして折り返し担当者からご連絡いたします。また、来所される場合は、事前のご連絡をお願いします。事前連絡なく来所された場合、お待たせすることがありますので、あらかじめご了承ください。